

(19)日本国特許庁 (J P)

(12) 公 開 特 許 公 報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2002 - 109063

(P2002 - 109063A)

(43)公開日 平成14年4月12日(2002.4.12)

(51)Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テ-マコード [*] (参考)
G 0 6 F 17/60	126	G 0 6 F 17/60	126 W 5 B 0 4 9
			126 Z
A 6 1 B 5/00		A 6 1 B 5/00	G

審査請求 未請求 請求項の数 41 O L (全 19数)

(21)出願番号 特願2000 - 295839(P2000 - 295839)

(22)出願日 平成12年9月28日(2000.9.28)

(71)出願人 000001443

カシオ計算機株式会社

東京都渋谷区本町1丁目6番2号

(72)発明者 河野 一郎

東京都羽村市栄町3丁目2番1号 カシオ計算

機株式会社羽村技術センター内

(74)代理人 100088100

弁理士 三好 千明

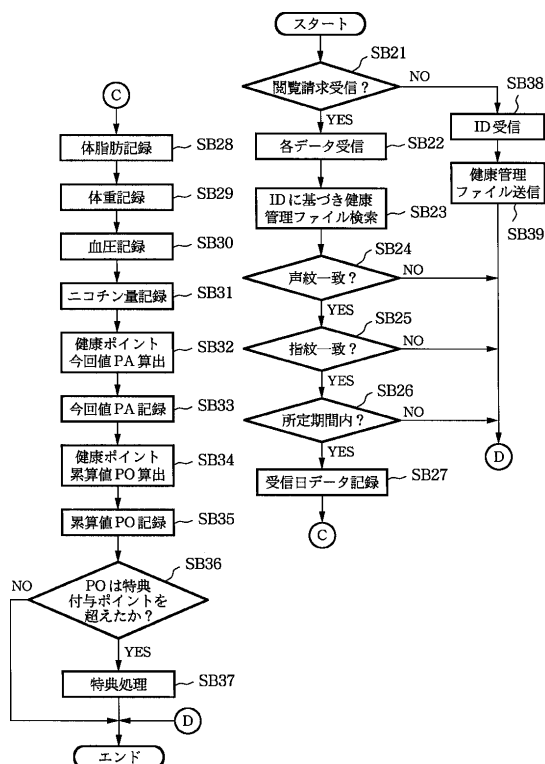
F タ-ム (参考) 5B049 CC00 GG02

(54)【発明の名称】 健康管理サービスシステム、健康管理サービス方法、クライアント端末、健康管理サーバ及び記録媒体

(57)【要約】

【課題】 個人の健康管理に寄与できるとともに、当該個人の健康状態を把握することのできるシステムを構築する。

【解決手段】 クライアント端末側から送信された I D、声紋データ、指紋データ、体脂肪率、体重、血圧、ニコチン量データを受信する (ステップ S B 2 2)。受信した I D に基づき、当該クライアントの健康管理ファイルを検索する (ステップ S B 2 3)。当該クライアントの健康管理ファイル記録されている声紋データ及び指紋データと、受信した声紋データ及び指紋データとが一致するか否かを判断する (ステップ S B 2 4、S B 2 5)。一致した場合には、当該クライアントの健康管理ファイルへの記録を開始して、受信日データを記録し (ステップ S B 2 7)、受信した体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データをエリア 4 2 2 ~ 4 2 5 に記録する (ステップ S B 2 8 ~ S B 3 1)。



【特許請求の範囲】

【請求項 1】 ネットワークを介して接続されるクライアント端末と管理サーバとで構成され、

前記クライアント端末は、当該クライアントの本人証明を行うための認証データを送信する認証データ送信手段と、

当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出手段と、

この検出手段により検出された健康に関連する健康関連データを送信する健康関連データ送信手段と、

前記管理サーバから送信される健康管理ファイルを受信する受信手段と、を備え、

前記管理サーバは、

前記クライアント毎の健康管理ファイルを記憶する記憶手段と、

前記認証データと前記健康関連データとを受信する受信手段と、

この受信手段により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別手段と、

この判別手段により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録手段と、

前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信手段と、を備えることを特徴とする健康管理サービスシステム。

【請求項 2】 前記クライアント端末は、前記受信手段により受信した健康管理ファイル内のデータを表示する表示手段を更に備えることを特徴とする請求項 1 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 3】 前記クライアント端末の認証データ送信手段は、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信することを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 4】 前記クライアント端末の検出手段は、当該クライアントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、

前記健康関連データ送信手段は、この検出手段より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信することを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 5】 前記管理サーバは、保険会社により管理されるものであり、

前記クライアント毎の健康管理ファイルは、当該クライアントの保険契約に伴って形成されることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 6】 前記管理サーバの受信手段は、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、

前記記録手段は、前記クライアントの健康管理ファイル

に、前記所定期間毎の健康関連データを記録することを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 7】 前記管理サーバは、前記受信手段により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出手段を更に備え、

前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 8】 前記ポイント算出手段は、前記受信手段により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、

前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 8 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 9】 前記管理サーバは、前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比較手段と、

この比較手段の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定手段と、

この決定手段により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信手段とを更に備え、

前記クライアント端末の受信手段は、この特典サービスデータを更に受信することを特徴とする請求項 8 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 10】 前記クライアント端末の表示手段は、前記受信手段が受信した特典サービスデータを更に表示することを特徴とする請求項 9 記載の健康管理サービスシステム。

【請求項 11】 クライアント端末と管理サーバとを、ネットワークを介して接続し、

前記クライアント端末は、当該クライアントの本人証明を行うための認証データを送信する認証データ送信処理と、

当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出処理と、

この検出処理により検出された健康に関連する健康関連データを送信する健康関連データ送信処理と、

前記管理サーバから送信される健康管理ファイルを受信する受信処理と、を実行し、

前記管理サーバは、

前記クライアント毎の健康管理ファイルを記憶する記憶処理と、

前記認証データと前記健康関連データとを受信する受信処理と、

この受信処理により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別処理と、

この判別処理により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録処理と、

前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信処理と、を実行することを特徴とする健康管理サービス方法。

【請求項 12】 前記クライアント端末は、前記受信処理により受信した健康管理ファイル内のデータを表示させる表示制御処理を更に実行することを特徴とする請求項 11 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 13】 前記クライアント端末の認証データ送信処理では、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信することを特徴とする請求項 11 又は 2 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 14】 前記クライアント端末の検出処理は、当該クライアントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、

前記健康関連データ送信処理では、この検出処理より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信することを特徴とする請求項 11 又は 12 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 15】 前記管理サーバは、保険会社により管理され、前記クライアント毎の健康管理ファイルは、当該クライアントの保険契約に伴って形成されることを特徴とする請求項 11 又は 12 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 16】 前記管理サーバの受信処理では、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、前記記録処理では、前記クライアントの健康管理ファイルに、前記所定期間毎の健康関連データを記録することを特徴とする請求項 11 又は 12 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 17】 前記管理サーバは、前記受信処理により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出処理を更に実行し、前記記録処理では更に、このポイント算出処理により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 11 又は 2 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 18】 前記ポイント算出処理では、前記受信処理により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、前記記録処理では更に、このポイント算出処理により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 17 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 19】 前記管理サーバは、前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比

較処理と、

この比較処理の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定処理と、

この決定処理により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信処理とを更に実行し、

前記クライアント端末の受信処理は、この特典サービスデータを更に受信することを特徴とする請求項 18 記載の健康管理サービス方法。

10 【請求項 20】 前記クライアント端末の表示処理では、前記受信処理が受信した特典サービスデータを更に表示することを特徴とする請求項 19 記載の健康管理サービス方法。

【請求項 21】 クライアントの本人証明を行うための認証データを外部に送信する認証データ送信手段と、当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出手段と、

この検出手段により検出された健康に関連する健康関連データを外部に送信する健康関連データ送信手段と、外部から送信される健康管理ファイルを受信する受信手段と、を備えることを特徴とするクライアント端末。

【請求項 22】 前記受信手段により受信した健康管理ファイル内のデータを表示する表示手段を更に備えることを特徴とする請求項 21 記載のクライアント端末。

【請求項 23】 前記認証データ送信手段は、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信することを特徴とする請求項 21 又は 22 記載のクライアント端末。

30 【請求項 24】 前記検出手段は、当該クライアントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、前記健康関連データ送信手段は、この検出手段より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信することを特徴とする請求項 21 又は 22 記載のクライアント端末。

【請求項 25】 前記受信手段は、当該クライアントに付与される特典サービスの内容を示す特典サービスデータを更に受信し、

40 前記表示手段は、この受信手段が受信した特典サービスデータを更に表示することを特徴とする請求項 21 又は 22 記載のクライアント端末。

【請求項 26】 コンピュータが読み取り可能なプログラムを記録した記録媒体であって、クライアントの本人証明を行うための認証データを外部に送信する認証データ送信手段と、当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出手段と、

この検出手段により検出された健康に関連する健康関連データを外部に送信する健康関連データ送信手段と、

外部から送信される健康管理ファイルを受信する受信手順と、をコンピュータに実行させるためのプログラムを記録したことを特徴とする記録媒体。

【請求項 27】 前記受信手順により受信した健康管理ファイル内のデータを、表示手段に表示させる表示処理手順を実行させるプログラムを更に記録したことを特徴とする請求項 26 記載の記録媒体。

【請求項 28】 前記認証データ送信手順では、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信することを特徴とする請求項 21 又は 22 記載の記録媒体。

【請求項 29】 前記検出手順は、当該クライアントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、前記健康関連データ送信手順は、この検出手順より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信することを特徴とする請求項 21 又は 22 記載の記録媒体。

【請求項 30】 前記受信手順では、当該クライアントに付与される特典サービスの内容を示す特典サービスデータを更に受信し、前記表示手順では、この受信手順が受信した特典サービスデータを更に表示させることを特徴とする請求項 21 又は 22 記載の記録媒体。

【請求項 31】 クライアント毎の健康管理ファイルを記憶する記憶手段と、外部から送信される認証データと健康関連データとを受信する受信手段と、この受信手段により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別手段と、この判別手段により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録手段と、前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信手段と、を備えることを特徴とする健康管理サーバ。

【請求項 32】 当該健康管理サーバは、保険会社により管理されるものであり、前記クライアント毎の健康管理ファイルは、当該クライアントの保険契約に伴って形成されることを特徴とする請求項 31 記載の健康管理サーバ。

【請求項 33】 前記受信手段は、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、前記記録手段は、前記クライアントの健康管理ファイルに、前記所定期間毎の健康関連データを記録することを特徴とする請求項 31 記載の健康管理サーバ。

【請求項 34】 前記受信手段により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出手段を更に備え、

前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 31 記載の健康管理サーバ。

【請求項 35】 前記ポイント算出手段は、前記受信手段により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 34 記載の健康管理サーバ。

【請求項 36】 前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比較手段と、この比較手段の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定手段と、この決定手段により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信手段とを更に備えることを特徴とする請求項 35 記載の健康管理サーバ。

【請求項 37】 コンピュータが読み取り可能なプログラムを記録した記録媒体であって、クライアント毎の健康管理ファイルを作成するファイル作成手順と、外部から送信される認証データと健康関連データとを受信する受信手順と、この受信手順により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別手段と、この判別手段により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録手段と、前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信手順と、をコンピュータに実行させるためのプログラムを記録したことを特徴とする記録媒体。

【請求項 38】 前記受信手順では、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、前記記録手段は、前記クライアントの健康管理ファイルに、前記所定期間毎の健康関連データを記録することを特徴とする請求項 37 記載の記録媒体。

【請求項 39】 前記受信手順により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出手段を実行させるプログラムを更に記録し、前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 37 記載の記録媒体。

【請求項 40】 前記ポイント算出手段は、前記受信手段により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録することを特徴とする請求項 39 記載の記録媒体。

【請求項41】 前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比較手順と、この比較手順の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定手順と、この決定手順により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信手順とを実行させるプログラムを更に記録したことを特徴とする請求項39記載の記録媒体。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、クライアントの健康を管理して健康維持を促進するための健康管理サービスシステム、健康管理サービス方法、ユーザ端末、健康管理サーバ及び記録媒体に関する。

【0002】

【発明の背景】一般に、自己の健康管理については、家庭内にある体脂肪計や体重計、あるいは血圧計により、体脂肪、体重、血圧等を測定して確認することが行われている。また、保険契約時等においては、健康診断を行って保険会社及び契約者の双方が健康状態を確認すること

【0003】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、各種測定機器により表示される値は、その時点の値のみであることから、これを視認にしても自己の健康状態がどのように推移しているかを判断することはできず、健康管理にあまり役立っていないのが実状である。また、保険会社にあっても、契約時には健康診断を実施することにより、契約者の健康について把握できても、その後の契約者の健康状態については、把握し得ないのが実状である。

【0004】本発明は、このような実状に鑑みなされたものであり、個人の健康管理に寄与できるとともに、当該個人の健康状態を把握することのできるシステムを構築することのできる健康管理サービスシステム、健康管理サービス方法、クライアント端末、健康管理サーバ及び記録媒体を提供することを目的とする。

【0005】

【課題を解決するための手段】前記課題を解決するために請求項1記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、健康管理サービスシステムにあっては、ネットワークを介して接続されるクライアント端末と管理サーバとで構成され、前記クライアント端末は、当該クライアントの本人証明を行うための認証データを送信する認証データ送信手段と、当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出手段と、この検出手段により検出された健康に関連する健康関連データを送信する健康関連データ送信手段と、前記管理サーバから送信される健康管理ファイルを受信する受信手段とを備え、前記管理サーバは、前記クライアント毎の健康管理ファ

イルを記憶する記憶手段と、前記認証データと前記健康関連データとを受信する受信手段と、この受信手段により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別手段と、この判別手段により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録手段と、前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信手段とを備える。

【0006】したがって、管理サーバには、クライアント毎の健康管理ファイルが記憶されて、各健康管理ファイル毎に健康関連データが記録される。よって、この健康管理ファイルがクライアント端末に送信されることにより、クライアント端末側において、当該クライアントの健康状態がどのように推移しているかを判断することができる。一方、管理サーバにおいても、クライアント毎の健康管理ファイルを記憶していることから、健康管理ファイルの記録データに基づき、クライアントの健康状態を容易に把握することができる。よって、クライアントが自己の健康状態の推移を判断し、かつ、サーバを管理する者がクライアントの健康状態を容易に把握し得るシステムを構築することができる。

【0007】また、請求項2記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記クライアント端末は、前記受信手段により受信した健康管理ファイル内のデータを表示する表示手段を更に備える。したがって、クライアントは端末に表示された健康管理ファイル内のデータにより、容易に自己の健康状態の推移を知ることができる。

【0008】また、請求項3記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記クライアント端末の認証データ送信手段は、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信する。したがって、認証データによる認証の正確性を確保することができ、不正な健康関連データの記録や、他人の健康関連データの誤記録による健康管理ファイルの信用性低下が未然に防止される。

【0009】また、請求項4記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記クライアント端末の検出手段は、当該クライアントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、前記健康関連データ送信手段は、この検出手段より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信する。したがって、これらデータを内容とする健康管理ファイルが管理サーバに確保される。

【0010】また、請求項5記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記管理サーバは、保険会社により管理されるものであり、前記クライアント毎の健康管理ファイルは、当該クライアントの保険契約

に伴って形成される。したがって、保険会社は保険契約後においても、契約者の健康状態を把握することができる。

【0011】また、請求項6記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記管理サーバの受信手段は、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、前記記録手段は、前記クライアントの健康管理ファイルに、前記所定期間毎の健康関連データを記録する。したがって、健康管理ファイルに一定期間毎の健康関連データが順次記録されることにより、この健康管理ファイル内のデータに基づき、明瞭にクライアントの健康状態の推移を判断することができるとともに、健康状態を明瞭に把握することが可能となる。

【0012】また、請求項7記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記管理サーバは、前記受信手段により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出手段を更に備え、前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録する。したがって、健康管理ファイルにはクライアントの健康状態の推移がポイントで記録されることから、これに基づき一層明瞭にクライアントの健康状態の推移を判断することができるとともに、健康状態を一層明瞭に把握することが可能となる。

【0013】また、請求項8記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記ポイント算出手段は、前記受信手段により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録する。したがって、健康ポイントと累算値により健康状態の推移を明瞭に判断しあるいは把握できるのみならず、今回の健康ポイントにより現時点の健康状態を明瞭に判断しあるいは把握することもできる。

【0014】また、請求項9記載の発明にかかる健康管理サービスシステムにあっては、前記管理サーバは、前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比較手段と、この比較手段の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定手段と、この決定手段により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信手段とを更に備え、前記クライアント端末の受信手段は、この特典サービスデータを更に受信する。したがって、クライアントが健康を維持すべく努力すれば、特典サービスが決定されて、特典サービスデータが管理サーバからクライアント端末に送信されてくる。したがって、このことを予め知らされているクライアントは、健康を維持すべく努力し、これにより、クライアントの健康維持を促進し得るシステムを構築することができる。

【0015】また、請求項9記載の発明にかかる健康管

理サービスシステムにあっては、前記クライアント端末の表示手段は、前記受信手段が受信した特典サービスデータを更に表示する。したがって、クライアントは、表示された特典サービスデータにより、特典の内容を確認することができるばかりでなく、より一層健康維持を努めるべく刺激され、クライアントの健康維持効果が高められる。

【0016】また、請求項11記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、クライアント端末と管理サーバとを、ネットワークを介して接続し、前記クライアント端末は、当該クライアントの本人証明を行うための認証データを送信する認証データ送信処理と、当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出処理と、この検出処理により検出された健康に関連する健康関連データを送信する健康関連データ送信処理と、前記管理サーバから送信される健康管理ファイルを受信する受信処理とを実行し、前記管理サーバは、前記クライアント毎の健康管理ファイルを記憶する記憶処理と、前記認証データと前記健康関連データとを受信する受信処理と、この受信処理により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別処理と、この判別処理により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録処理と、前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信処理とを実行する。

【0017】また、請求項12記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記クライアント端末は、前記受信処理により受信した健康管理ファイル内のデータを表示させる表示制御処理を更に実行する。

【0018】また、請求項13記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記クライアント端末の認証データ送信処理では、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信する。

【0019】また、請求項14記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記クライアント端末の検出処理は、当該クライアントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、前記健康関連データ送信処理では、この検出処理より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信する。

【0020】また、請求項15記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記管理サーバは、保険会社により管理され、前記クライアント毎の健康管理ファイルは、当該クライアントの保険契約に伴って形成される。

【0021】また、請求項16記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記管理サーバの受信処理では、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、前

記記録処理では、前記クライアントの健康管理ファイルに、前記所定期間毎の健康関連データを記録する。

【0022】また、請求項17記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記管理サーバは、前記受信処理により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出処理を更に実行し、前記記録処理では更に、このポイント算出処理により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録する。

【0023】また、請求項18記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記ポイント算出処理では、前記受信処理により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、前記記録処理では更に、このポイント算出処理により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録する。

【0024】また、請求項19記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記管理サーバは、前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比較処理と、この比較処理の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定処理と、この決定処理により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信処理とを更に実行し、前記クライアント端末の受信処理は、この特典サービスデータを更に受信する。

【0025】また、請求項20記載の発明にかかる健康管理サービス方法にあっては、前記クライアント端末の表示処理では、前記受信処理が受信した特典サービスデータを更に表示する。

【0026】したがって、以上の請求項11～20記載の発明により、前述した請求項1から10に記載した発明と同様の作用効果を奏することができる。

【0027】また、請求項21記載の発明にかかるクライアント端末にあっては、クライアントの本人証明を行うための認証データを外部に送信する認証データ送信手段と、当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出手段と、この検出手段により検出された健康に関連する健康関連データを外部に送信する健康関連データ送信手段と、外部から送信される健康管理ファイルを受信する受信手段と、を備える。

【0028】また、請求項22記載の発明にかかるクライアント端末にあっては、前記受信手段により受信した健康管理ファイル内のデータを表示する表示手段を更に備える。

【0029】また、請求項23記載の発明にかかるクライアント端末にあっては、前記認証データ送信手段は、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信する。

【0030】また、請求項24記載の発明にかかるクライアント端末にあっては、前記検出手段は、当該クライ

アントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、前記健康関連データ送信手段は、この検出手段より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信する。

【0031】また、請求項25記載の発明にかかるクライアント端末にあっては、前記受信手段は、当該クライアントに付与される特典サービスの内容を示す特典サービスデータを更に受信し、前記表示手段は、この受信手段が受信した特典サービスデータを更に表示する。

【0032】したがって、以上の請求項21～26記載の発明によれば、前記請求項1～10記載の発明に係るシステムにおけるクライアント端末として機能することがでる。よって、クライアントが自己の健康状態の推移を判断し、かつ、サーバを管理する者がクライアントの健康状態を容易に把握し得るシステムを構築することができる。クライアント端末を提供することができる。

【0033】また、請求項26記載の発明に係る記録媒体は、コンピュータが読み取り可能なプログラムを記録した記録媒体であって、クライアントの本人証明を行うための認証データを外部に送信する認証データ送信手段と、当該クライアントの健康に関連するデータを検出する検出手段と、この検出手段により検出された健康に関連する健康関連データを外部に送信する健康関連データ送信手段と、外部から送信される健康管理ファイルを受信する受信手段とをコンピュータに実行させるためのプログラムを記録している。

【0034】また、請求項27記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記受信手段により受信した健康管理ファイル内のデータを、表示手段に表示させる表示処理手段を実行させるプログラムを更に記録してある。

【0035】また、請求項28記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記認証データ送信手段では、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを前記認証データとして送信する。

【0036】また、請求項29記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記検出手段は、当該クライアントの体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データのいずれか少なくとも一つを検出するものであり、前記健康関連データ送信手段は、この検出手段より検出された体脂肪、体重、血圧、ニコチン量のいずれか少なくとも一つを送信する。

【0037】また、請求項30記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記受信手段では、当該クライアントに付与される特典サービスの内容を示す特典サービスデータを更に受信し、前記表示手段では、この受信手段が受信した特典サービスデータを更に表示させる。

【0038】したがって、以上の請求項26～30記載の記録媒体によれば、記録されてプログラムをパーソナ

ルコンピュータに読み取らせることより、該パーソナルコンピュータを前記請求項 21 ~ 26 記載の発明のクライアント端末として容易に機能させることができる。よって、クライアントが自己の健康状態の推移を判断し、かつ、サーバを管理する者がクライアントの健康状態を容易に把握し得るシステムを構築することのできるクライアント端末を容易に提供することができる。

【0039】また、請求項 31 記載の発明に係る健康管理サーバにあっては、クライアント毎の健康管理ファイルを記憶する記憶手段と、外部から送信される認証データと健康関連データとを受信する受信手段と、この受信手段により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別手段と、この判別手段により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録手段と、前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信手段とを備える。

【0040】また、請求項 32 記載の発明に係る健康管理サーバにあっては、当該健康管理サーバは、保険会社により管理されるものであり、前記クライアント毎の健康管理ファイルは、当該クライアントの保険契約に伴って形成される。

【0041】また、請求項 33 記載の発明に係る健康管理サーバにあっては、前記受信手段は、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、前記記録手段は、前記クライアントの健康管理ファイルに、前記所定期間毎の健康関連データを記録する。

【0042】また、請求項 34 記載の発明に係る健康管理サーバにあっては、前記受信手段により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出手段を更に備え、前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録する。

【0043】また、請求項 35 記載の発明に係る健康管理サーバにあっては、前記ポイント算出手段は、前記受信手段により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、前記記録手段は更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録する。

【0044】また、請求項 36 記載の発明に係る健康管理サーバにあっては、前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比較手段と、この比較手段の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定手段と、この決定手段により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信手段とを更に備える。

【0045】したがって、以上の請求項 31 ~ 36 記載の発明によれば、前記請求項 1 ~ 10 記載の発明に係るシステムにおける管理サーバとして機能することがで

る。よって、クライアントが自己の健康状態の推移を判断し、かつ、サーバを管理する者がクライアントの健康状態を容易に把握し得るシステムを構築することのできる管理サーバを提供することができる。

【0046】また、請求項 37 記載の発明に係る記録媒体にあっては、コンピュータが読み取り可能なプログラムを記録した記録媒体であって、クライアント毎の健康管理ファイルを作成するファイル作成手順と、外部から送信される認証データと健康関連データとを受信する受信手順と、この受信手順により受信した認証データに基づきクライアントを判別する判別手順と、この判別手順により判別されたクライアントの健康管理ファイルに、前記受信した健康関連データを記録する記録手順と、前記健康管理ファイルを当該クライアントのクライアント端末に送信する送信手順とをコンピュータに実行させるためのプログラムを記録している。

【0047】また、請求項 38 記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記受信手順では、前記健康関連データを所定期間毎に受信し、前記記録手順では、前記クライアントの健康管理ファイルに、前記所定期間毎の健康関連データを記録する。

【0048】また、請求項 39 記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記受信手順により受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出するポイント算出手段を実行させるプログラムを更に記録し、前記記録手順では更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントを前記健康管理ファイルに記録する。

【0049】また、請求項 40 記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記ポイント算出手段は、前記受信手順により受信した健康関連データに基づく健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、前記記録手順では更に、このポイント算出手段により算出された健康ポイントと累算値とを前記健康管理ファイルに記録する。

【0050】また、請求項 41 記載の発明に係る記録媒体にあっては、前記健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとを比較する比較手段と、この比較手段の比較結果に応じて、前記クライアントに付与する特典サービスを決定する決定手段と、この決定手段により決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信する送信手順とを実行させるプログラムを更に記録している。。

【0051】したがって、以上の請求項 37 ~ 41 記載の記録媒体によれば、記録されてプログラムを汎用コンピュータに読み取らせることより、該汎用コンピュータを前記請求項 31 ~ 36 記載の発明の健康管理サーバとして容易に機能させることができる。よって、クライアントが自己の健康状態の推移を判断し、かつ、サーバを管理する者がクライアントの健康状態を容易に把握し得るシステムを構築することのできる管理サーバを容易に

提供することができる。

【0052】

【発明の実施の形態】以下、本発明の一実施の形態を図に従って説明する。図1に示すように、本実施の形態にかかる健康管理サービスシステム1は、ネットワーク2を介して相互に接続可能なクライアント端末3と健康管理サーバ4で構成される。健康管理サーバ4は、生命保険会社が運営管理するサーバであり、クライアント端末3は当該保険会社と契約を締結済みのクライアントの家庭や企業の一室、あるいはサービスセンター等に配置されている端末である。

【0053】前記クライアント端末3は、図2に示すように、バス301を介して接続されたCPU302、プログラムメモリ303、RAM304、入力部305、表示部306、通信部307を備えているとともに、声紋検出部308、指紋検出部309、体脂肪測定部310、体重測定部311、血圧測定部312、ニコチン量測定部313が接続されている。CPU302は、プログラムメモリ303に記憶されているプログラムに基づき、RAM304をワークエリアとして使用しつつ動作することにより、各部を制御するものである。入力部305は、キーボードやマウスで構成され、表示部306はCRTやLCDで構成される。通信部307は、モデム等を有し、ネットワーク2を介して外部とのデータの授受を行うものである。

【0054】声紋検出部308は、音声から声紋データを検出するものであり、指紋検出部309は、指紋を読み取って指紋データを生成するものである。体脂肪測定部310は、体重測定部311により測定された体重等に基づき公知の演算を行って体脂肪率を出力するものであり、体重測定部311は、体重測定値データが出力するものである。血圧測定部312は、血圧値を測定してデータを出力するものであり、ニコチン量測定部313は唾液中からニコチン量を検出して出力するものである。

【0055】健康管理サーバ4は、図3に示すように、同様にバス401を介して接続されたCPU402、プログラムメモリ403、RAM404、入力部405、表示部406、及び通信部407を備えているとともに、健康管理ファイルメモリ408を備えている。この健康管理ファイルメモリ408には、図3に示すように、保険会社と契約した各契約者（クライアント）毎に健康管理ファイル409が記憶される。

【0056】この健康管理ファイル409は、図5に示すように、本人特定データを格納する領域410と、健康データを格納する領域420とに大別される。領域410は、氏名、住所、電話番号、ID、声紋データ、指紋データ、性別を各々格納するエリア411～417が設けられている。また、領域420には、健康データの受信日を格納するエリア421、当該受信日に受信され

た体脂肪、体重、血圧、ニコチン量の各データを受信日毎に格納するエリア422～425が設けられている。さらに、領域420には、各前記エリア422～425に格納された今回の体脂肪、体重、血圧、ニコチン量の各データに基づいて算出された健康ポイントPの今回値PAが格納されるエリア426が設けられているとともに、過去の今回値PAを累算したポイント値である累算値POが格納されるエリア427が設けられている。

【0057】以上の構成に係る本実施の形態において、クライアント端末3のCPU302はプログラムメモリ303に記憶されているプログラムに基づき、図6(A)のフローチャートに示すように、登録処理（ステップSA1）と、健康管理処理（ステップSA2）とを順次実行する。また、健康管理サーバ4のCPU402もプログラムメモリ403に記憶されているプログラムに基づき、図6(B)のフローチャートに示すように、登録処理（ステップSB1）と、健康管理処理（ステップSB2）とを順次実行する。

【0058】クライアント端末3側の登録処理（ステップSA1）は、図7に示すフローチャートに従って実行される。まず、当該保険会社との契約が完了したことを示す保険の契約完了データを送信する（ステップSA11）。しかる後に、氏名、住所、電話番号、性別等の本人データを送信し（ステップSA12）、さらに声紋データ、指紋データを送信する（ステップSA13、SA14）。すると、後述するように、健康管理サーバ4側からIDが送信されてくるので、これを受信してRAM304に格納する（ステップSA15）。

【0059】一方、健康管理サーバ4側の登録処理（ステップSB1）は、図8に示すフローチャートに従って実行される。まず、前記ステップSA11で送信された契約完了データ及び他のデータを受信する（ステップSB11）。そして、この契約完了データを受信したならば、健康管理ファイルメモリ408に、当該クライアント用の健康管理ファイル409を作成する（ステップSB12）。引き続き、この作成した健康管理ファイル409エリア411、412、413、417に、受信した本人データである氏名、住所、電話番号、性別書き込む（ステップSB13）。また、受信した声紋データをエリア415に登録するとともに（ステップSB14）、受信した指紋データをエリア416に登録する（ステップSB15）。さらに、当該クライアント用のIDを付与して送信するとともに、当該IDをエリア414に記録する（ステップSB16）。

【0060】以上の図7及び図8に従った処理が、クライアント端末3と健康管理サーバ4の双方で実行されることにより、図5に示した当該クライアント用の健康管理ファイル409が健康管理ファイルメモリ408に作成されることとなる。但し、この時点では健康管理ファイル409の健康データ領域420には、データが記録

されておらず、次に説明するクライアント端末3側の健康管理処理と、健康管理サーバ4側の健康管理処理とにより、データが記録されることとなる。

【0061】すなわち、クライアント端末3側の健康管理処理(ステップSA2)は、図9に示すフローチャートに従って実行され、閲覧請求が行われたか否かを判断する(ステップSA21)。この閲覧請求は、自己の健康管理ファイル409を閲覧するための操作であり、係る操作が行われていない場合には、先ずIDを送信する(ステップSA22)。引き続き、声紋(ステップSA23)、指紋(ステップSA25)、体脂肪(ステップSA27)、体重(ステップSA29)、血圧(ステップSA31)、ニコチン量(ステップSA33)が検出されたか否かを各々判別する。

【0062】そして、声紋検出部308により声紋データが検出されたならば、声紋データを送信し(ステップSA24)、指紋検出部309により指紋データを生成されたならば、指紋データを送信する(ステップSA26)。また、体脂肪測定部310から体脂肪率が出力されたならば、体脂肪率を送信し(ステップSA28)、体重測定部311により体重データが出力されたならば、体重データを送信する(ステップSA30)。さらに、血圧測定部312により血圧が測定されたならば、血圧データを送信し(ステップSA32)、ニコチン量測定部313によりニコチン量が検出されたならば、ニコチン量データを送信する(ステップSA34)。

【0063】引き続き、後述するように健康管理サーバ4側から送信される特典データを受信したか否かを判別し(ステップSA35)し、受信した場合には特典データをRAM304に記憶するとともに、表示部306に表示させる(ステップSA36)。

【0064】また、ステップSA21での判別の結果、閲覧請求であった場合には、先ずIDを送信する(ステップSA37)。しかる後に、自己の健康管理ファイル409をダウンロードし(ステップSA38)、これを表示部306に表示させる(ステップSA39)。なお、ステップSA36とSA39における表示部306の表示例については後述する。

【0065】他方、健康管理サーバ4側の健康管理処理(ステップSB2)は、図10に示すフローチャートに従って実行され、閲覧請求を受信したか否かを判断する(ステップSB21)。閲覧請求を受信していない場合には、前述の図9に示したフローチャートのステップSA22~SA34でクライアント端末3側から送信された各データ、つまり、ID、声紋データ、指紋データ、体脂肪率データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データを受信する(ステップSB22)。次に、この受信したIDに基づき、当該クライアントの健康管理ファイル409を検索する(ステップSB23)。

【0066】引き続き、当該クライアントの健康管理フ

ァイル409のエリア415とエリア416とに記録されている声紋データ及び指紋データと、受信した声紋データ及び指紋データとを比較し、両者が一致するか否かを判断する(ステップSB24、SB25)。そして、いずれかが一致しない場合には、以降の処理を行うことなく、このフローチャートに従った処理を終了する。したがって、他人がIDを盗用して、健康管理サーバ4にアクセスしても、当該他人の健康関連データが健康管理ファイル409に書き込まれてしまうことはない。

【0067】また、ステップSB26においては、このクライアント端末3からのアクセスが所定期間内であるか否かを判断する。ここで、所定期間内とは、健康管理ファイル409への書き込みを3ヶ月毎に行うとすると、3ヶ月±5日程度である。そして、所定期間内でなかった場合にも、以降の処理を行うことなく、このフローチャートに従った処理を終了する。したがって、クライアントが自己の健康状態が良いときのみに、健康管理サーバ4にアクセスして健康管理ファイル409に健康関連データを記録させようとしても不可能であり、所定期間毎のデータのみが記録される。

【0068】そして、ステップSB24~SB26までの判断が全てYESである場合に、当該クライアントの健康管理ファイル409への記録を開始し、先ず、エリア421に受信日データを記録する(ステップSB27)。引き続き、受信した体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データをエリア422~425に記録する(ステップSB28~SB31)。さらに、このエリア422~425に記録された体脂肪データ、体重データ、血圧データ、ニコチン量データに基づき、所定の演算を行って健康ポイントPの今回値PAを算出し(ステップSB32)、エリア426に記録する(ステップSB33)。

【0069】この今回値PAの算出は、理想値と比較に基づく演算、あるいは前回値との比較に基づく演算等の、適宜の演算方法を用いればよいが、健康関連データの値によっては、マイナス値が算出されることが好ましい。次に、今回値PAを前回までの累算値POに加算することにより、累算値POを算出し(ステップSB34)、この算出した累算値POをエリア427に記録する(ステップSB35)。

【0070】したがって、以上に説明した図10のステップSB21からSB25までの処理と、前述した図9のステップSA21からSA34までの処理が、一定期間毎に実行されることにより、図5に示したように、健康管理ファイル409の健康データ領域420には、複数の受信日と、各受信日毎の体脂肪率、体重、血圧、ニコチン量、今回値PA、累算値POが記録されていくこととなる。

【0071】そして、図10のステップSB36では、累算値POが所定の特典付与ポイントを超えたか否かを

判断し、超えた場合には、特典処理を行う（ステップS B 3 7）。この特典処理は、累算値P Oが所定且つ複数の特典付与ポイントのいずれかをを超え場合に、クライアントに与える特典を決定して、その決定した特典を示すデータを送信する処理である。また、特典の例としては、保険料を割り引く、あるいは旅行クーポン券を付与する等である。

【0072】したがって、例えば前者の特典が決定された場合、ステップS B 3 7の処理により、図11（A）に例示したように、「○○○○様の健康ポイントが第1特典ポイント以上となりましたので、来月より保険料をX%割引いたします。」なる文書データが健康管理サーバ4からクライアント端末3に送信されることとなる。すると、クライアント端末3は、前述した図9におけるステップS A 3 5で、この特典データを受信したと判断し、RAM304に記憶するとともに、表示部306に表示させる。したがって、図11（A）に示したように、クライアント端末3の表示部306に前記文書データが表示され、これにより、クライアントは健康管理意欲を刺激されることとなる。

【0073】また、例えば後者の特典が決定された場合、ステップS B 3 7の処理により、図11（B）に例示したように、「○○○○様の健康ポイントが第2特典ポイント以上となりましたので、旅行クーポン券を送付いたします。」なる文書データが健康管理サーバ4からクライアント端末3に送信されることとなる。すると、クライアント端末3は、前述した図9におけるステップS A 3 5で、この特典データを受信したと判断し、RAM304に記憶するとともに、表示部306に表示させる。したがって、図11（B）に示したように、クライアント端末3の表示部306に前記文書データが表示され、これにより、クライアントは健康管理意欲を刺激されることとなる。

【0074】これら特典サービスは、単に前記文書データが送信されるのではなく、別途真に実行されることは勿論である。

【0075】他方、ステップS B 2 1での判断の結果、閲覧請求が受信された際には、前述の図9におけるステップS A 3 7でIDが送信されてくるので、これを受信する（ステップS B 3 8）。次に、この受信したIDに対応する健康管理ファイル409を健康管理ファイルメモリ408から読み出して送信する（ステップS B 3 9）。このとき、健康管理ファイル409全体を送信してもよいが、クライアントが閲覧したいのは健康管理ファイル409の健康データ領域420に記録されている事項のみであるから、図12に示すように、健康データ領域420のみを抽出して送信する。

【0076】すると、クライアント端末3は、図9のステップS A 3 8でダウンロード処理を行ってこれを受信し、表示部306に表示させる（ステップS A 3 9）。 50

したがって、図12に示したように、クライアント端末3の表示部306には、当該クライアントの健康管理ファイル409の健康データ領域420に記録されているデータが表示される。この表示されるデータには、各エリア421～427に記録されている複数の受信日と、各受信日毎の体脂肪率、体重、血圧、ニコチン量、今回値P A、累算値P Oが含まれている。したがって、クライアントはこれらを視認することにより、自己の健康状態の推移を明瞭に認識することができる。しかも、今回値P A、累算値P Oによる絶対的基準に基づき、自己の健康状態の推移を一層明瞭かつ客観的に認識することができる。

【0077】なお、本実施の形態においては、今回値P A、累算値P Oを数値表示するようにしたが、これらグラフ表示し、さらに体脂肪率、体重、血圧、ニコチン量についてもグラフ表示するようにしてもよい。また、本実施の形態においては、前述した特典を例に挙げたが、特典はこれに限るものではなく、クライアントの健康維持意欲を刺激し得るものであれば、いかなるものであってもよい。また、前記実施の形態においては、指紋データと声紋データとを認証データとして用いるようにしたが、これに限ることなく、サインデータ等の本人特定が可能なデータであれば、他のデータを用いるようにしてもよい。さらに、健康関連データに関しても、体脂肪率、体重、血圧、ニコチン量に限ることなく他のデータを用いるようにしてもよい。

【0078】

【発明の効果】以上説明したように本発明によれば、管理サーバには、クライアント毎の健康管理ファイルが記憶されて、各健康管理ファイル毎に健康関連データが記録されることから、この健康管理ファイルがクライアント端末に送信されることにより、クライアント端末側において、当該クライアントの健康状態がどのように推移しているかを判断することができる。一方、管理サーバにおいても、クライアント毎の健康管理ファイルを記憶していることから、健康管理ファイルの記録データに基づき、クライアントの健康状態を容易に把握することができる。よって、クライアントが自己の健康状態の推移を判断し、かつ、サーバを管理する者がクライアントの健康状態を容易に把握し得るシステムを構築することができる。

【0079】また、管理サーバが保険会社により管理されるものであり、クライアント毎の健康管理ファイルは、当該クライアントの保険契約に伴って形成されことにより、保険会社は保険契約後においても、契約者の健康状態を把握することができる。これにより保険会社の経営上重要となるデータを供給し得るシステムを構築することができる。

【0080】また、当該クライアントの声紋データ、指紋データ、サインデータのいずれか少なくとも一つを認

証データとして送信するようにしたことから、認証データによる認証の正確性を確保することができ、不正な健康関連データの記録や、他人の健康関連データの誤記録による健康管理ファイルの信用性低下を未然に防止することができる。

【0081】また、健康関連データを所定期間毎に受信し、クライアントの健康管理ファイルに、所定期間毎の健康関連データを記録するようにしたことから、健康管理ファイルに一定期間毎の健康関連データが順次記録される。よって、この健康管理ファイル内のデータに基づき、明瞭にクライアントの健康状態の推移を判断することができるとともに、健康状態を明瞭に把握することが可能となる。

【0082】また、受信した健康関連データに基づき健康ポイントを算出し、算出された健康ポイントを健康管理ファイルに記録するようにしたことから、健康管理ファイルにはクライアントの健康状態の推移がポイントで記録される。よって、これに基づき一層明瞭にクライアントの健康状態の推移を判断することができるとともに、健康状態を一層明瞭に把握することが可能となる。

【0083】また、健康ポイントと、過去の健康ポイントの累算値とを算出し、この算出された健康ポイントと累算値とを健康管理ファイルに記録するようにしたことから、健康ポイントと累算値により健康状態の推移を明瞭に判断しあるいは把握できるのみならず、今回の健康ポイントにより現時点の健康状態を明瞭に判断しあるいは把握することもできる。

【0084】また、健康ポイントの累算値と所定の特典サービスポイントとの比較結果に応じて、クライアントに付与する特典サービスを決定し、この決定された特典サービスの内容を示す特典サービスデータを送信するようにしたことから、このことを予め知らされているクライアントは、健康を維持すべく努力し、これにより、クライアントの健康維持を促進し得るシステムを構築することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の一実施の形態を示すシステム構成図である。

【図2】クライアント端末を示すブロック構成図である。

【図3】健康管理サーバを示すブロック構成図である。

【図4】健康管理ファイルメモリ408のメモリ構成を示す模式図である。

【図5】健康管理ファイルのメモリ構成を示す模式図である。

【図6】(A)はクライアント端末の処理手順を示すゼネラルフローチャート、(B)はクライアント端末の処理手順を示すゼネラルフローチャートである。

【図7】クライアント端末における登録処理の詳細を示すフローチャートである。

【図8】健康管理サーバにおける登録処理の詳細を示すフローチャートである。

【図9】クライアント端末における健康管理処理の詳細を示すフローチャートである。

【図10】健康管理サーバにおける健康管理処の詳細を示すフローチャートである。

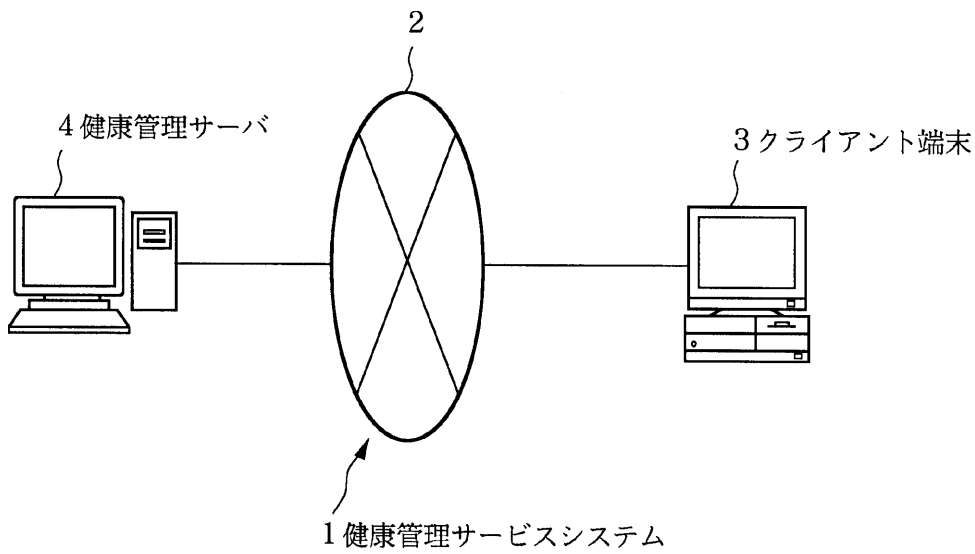
【図11】特典データの表示画面例を示す図である。

【図12】健康管理ファイルの表示画面例を示す図である。

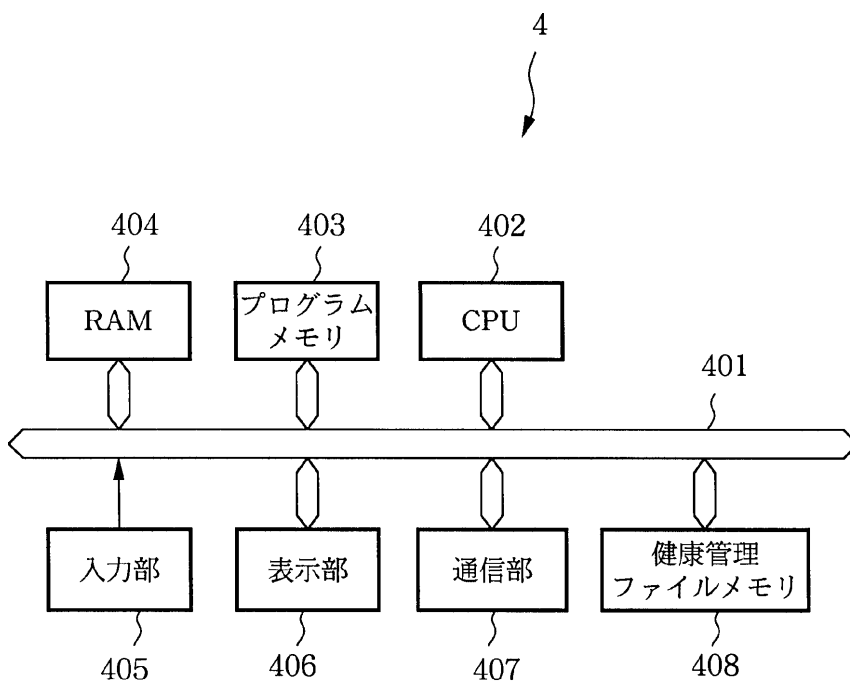
【符号の説明】

- | | |
|-----|--------------|
| 1 | 健康管理サービスシステム |
| 2 | ネットワーク |
| 3 | クライアント端末 |
| 4 | 健康管理サーバ |
| 308 | 声紋検出部 |
| 309 | 指紋検出部 |
| 310 | 体脂肪測定部 |
| 311 | 体重測定部 |
| 312 | 血圧測定部 |
| 313 | ニコチン量測定部 |
| 408 | 健康管理ファイルメモリ |
| 409 | 健康管理ファイル |

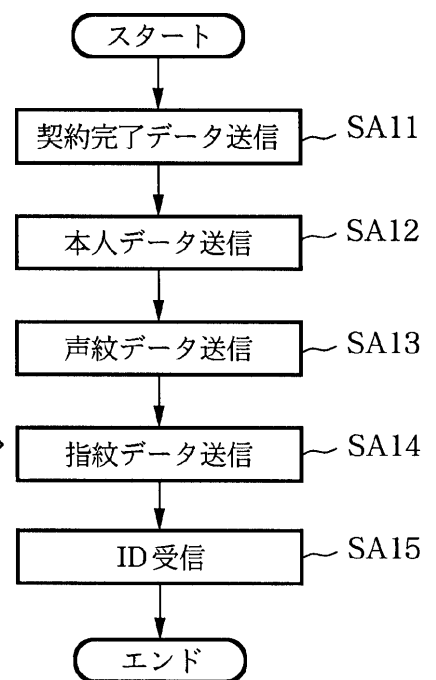
【図1】

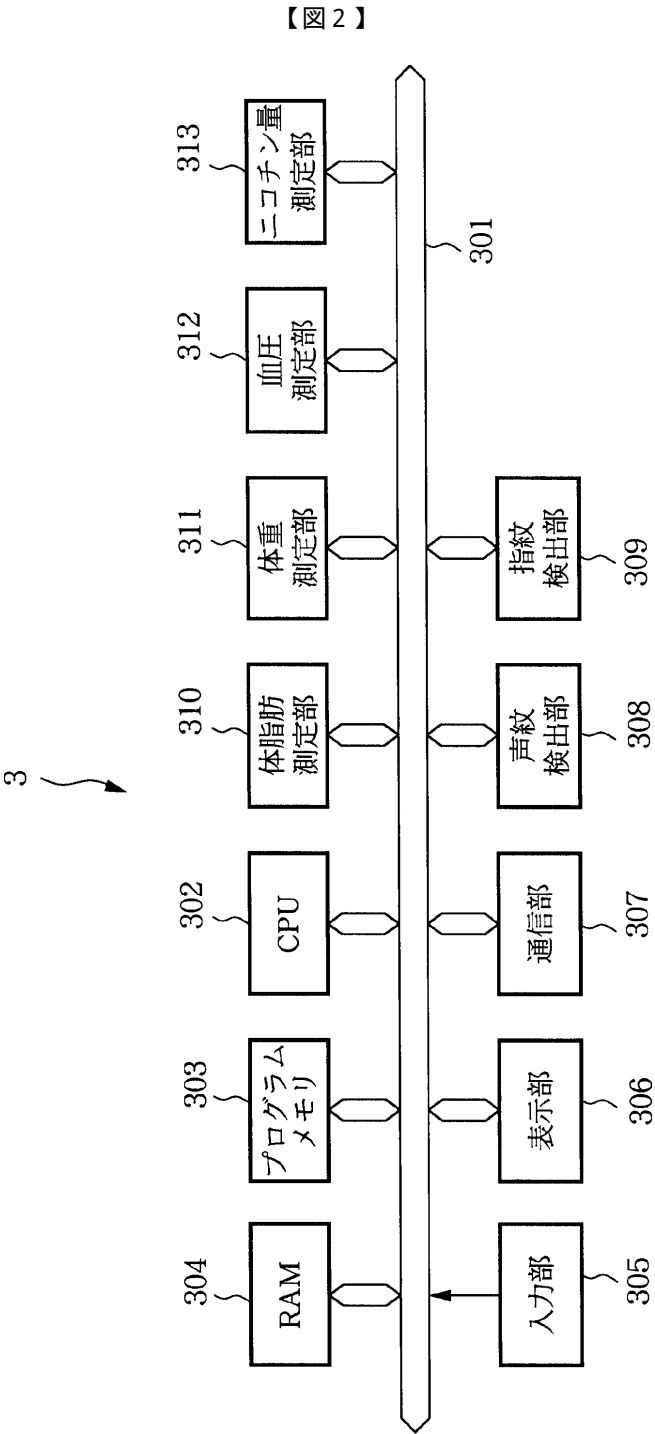


【図3】

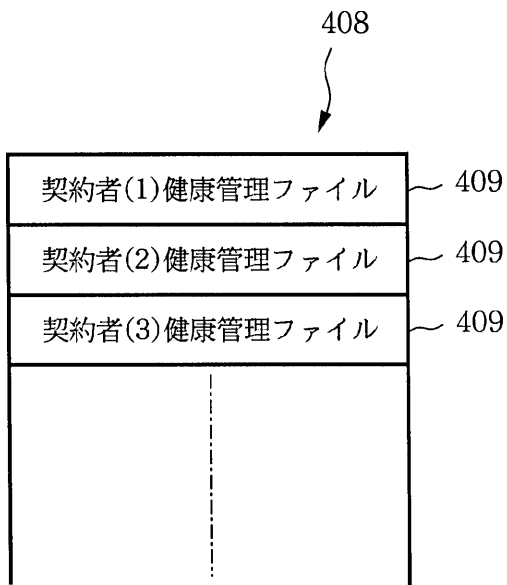


【図7】



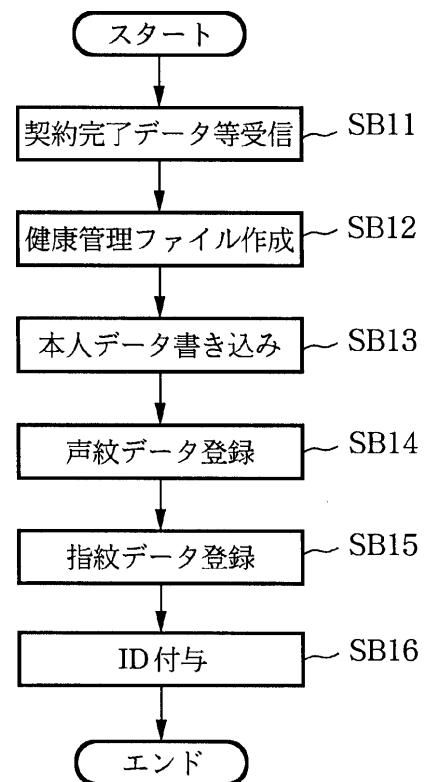


【図4】

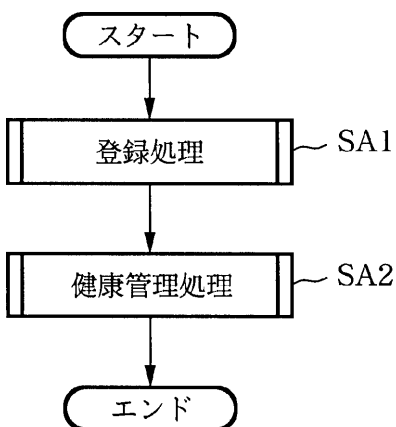


【図6】

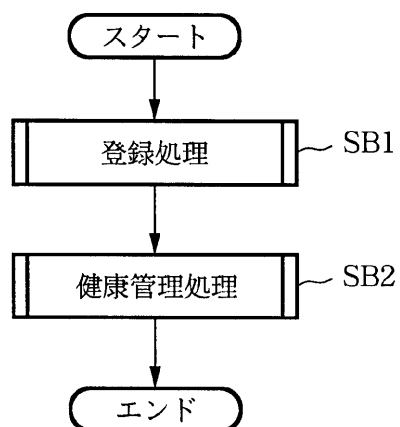
【図8】



(A)



(B)

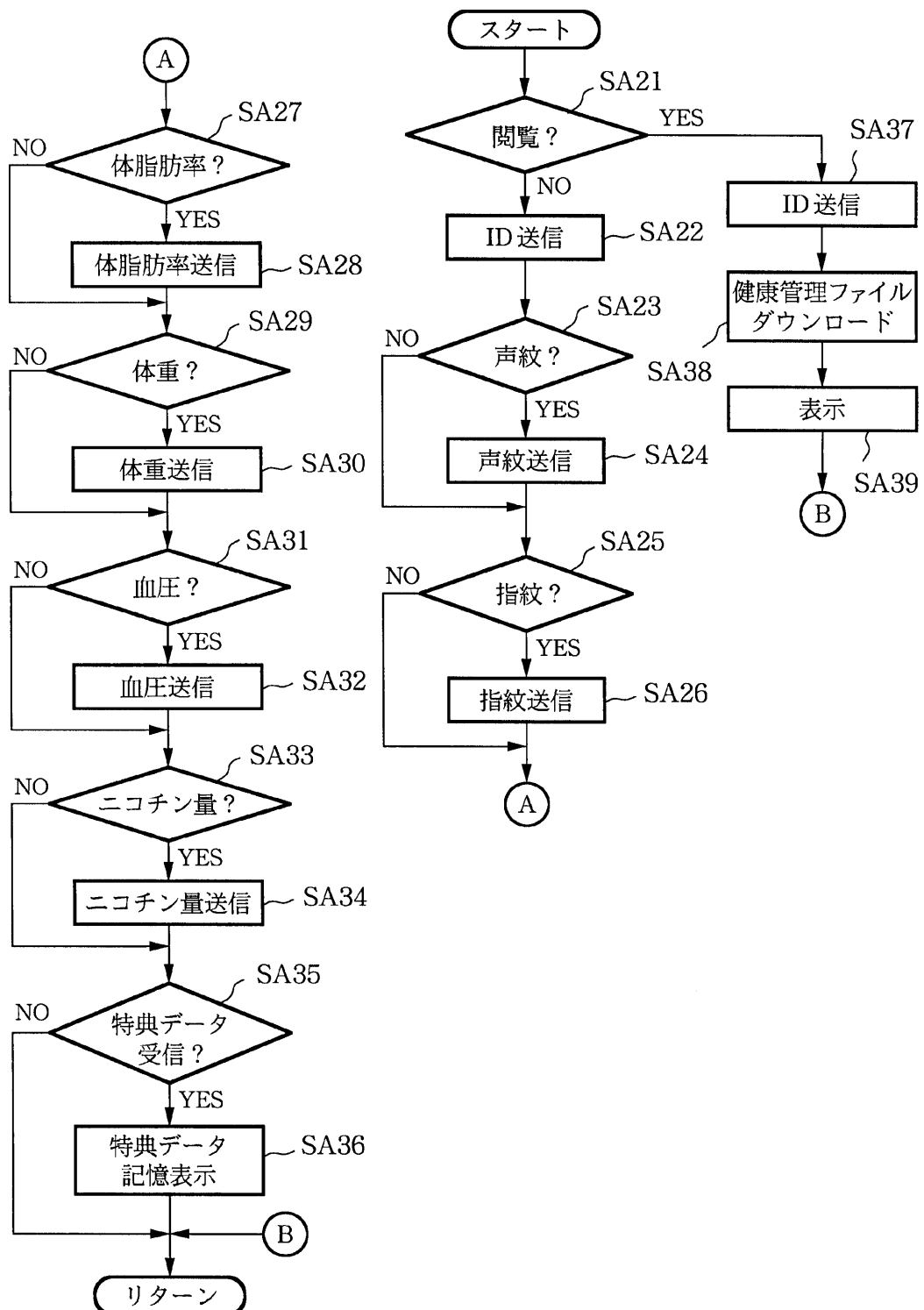


【図5】

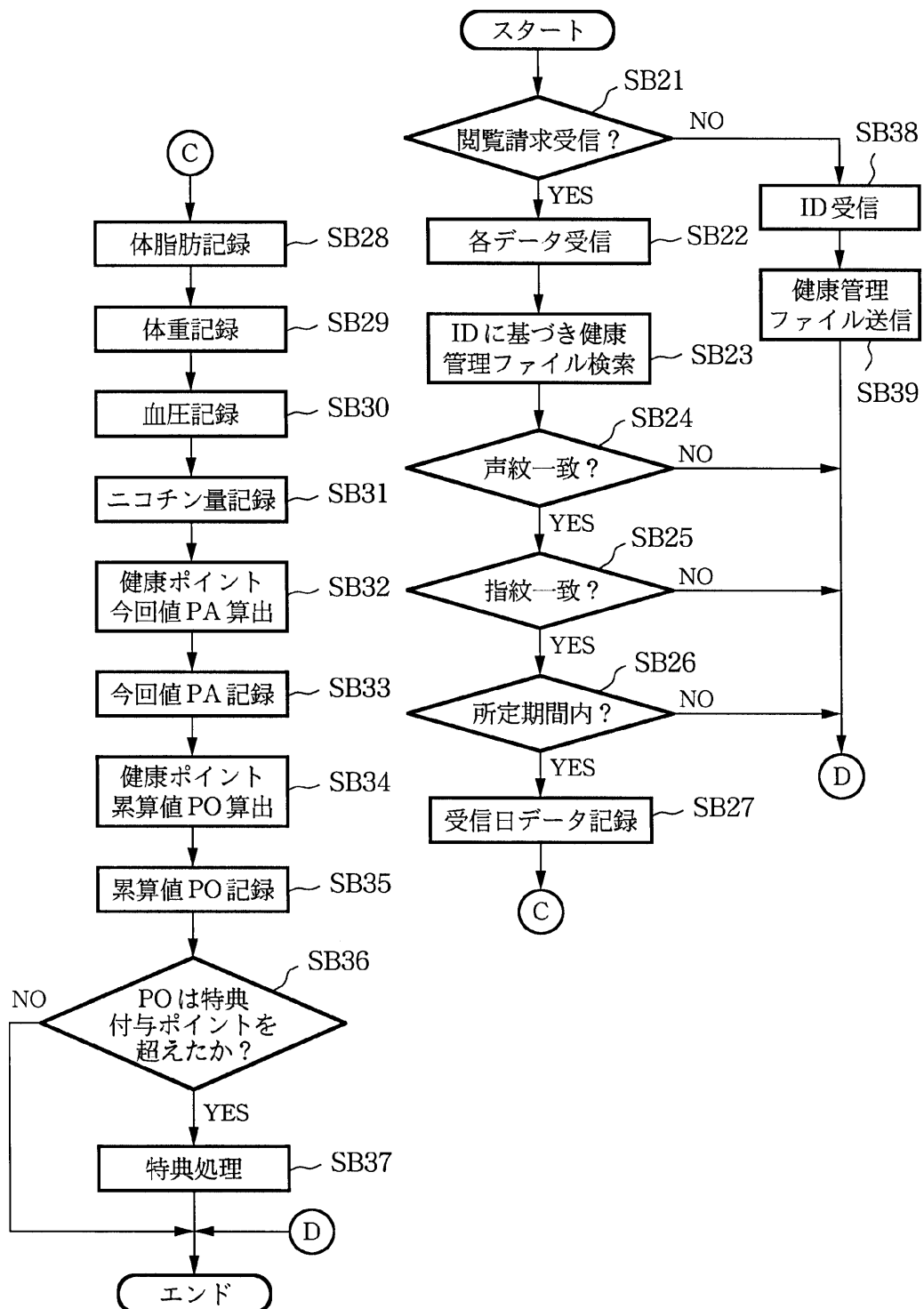
409

410 {		健康データ					420 {	
411 ~	氏 名	要素	受信日	00/01/01	00/03/01	00/06/01		421 ~
412 ~	住 所	体脂肪率		---	---	---		422 ~
413 ~	電話番号	体 重		---	---	---		423 ~
414 ~	ID	血 圧		---	---	---		424 ~
415 ~	声紋データ	ニコチン量		---	---	---		425 ~
416 ~	指紋データ	健康 ポイント	今回値PA	---	---	---		426 ~
417 ~	性 別	P	累計値PO	---	---	---		427 ~

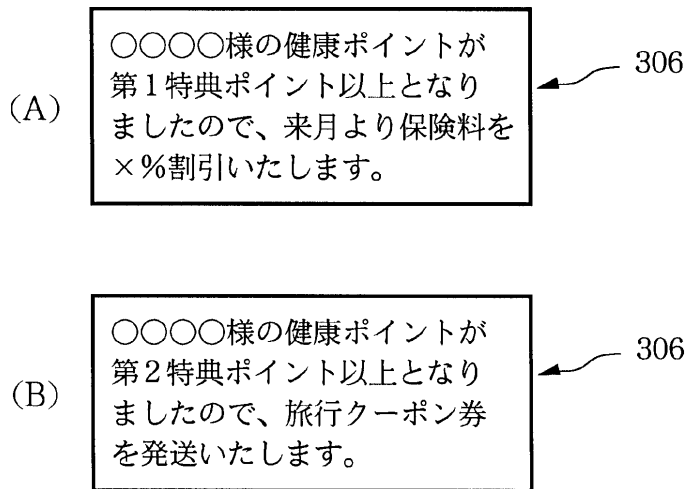
【図9】



【図10】



【図11】



【図12】

420(409)

健康データ							306
要素	受信日	00/01/01	00/03/01	00/06/01			421
体脂肪率		---	---	---			422
体 重		---	---	---			423
血 圧		---	---	---			424
ニコチン量		---	---	---			425
健康 ポイント P	今回値	---	---	---			426
	累計値	---	---	---			427

专利名称(译)	健康管理服务系统，健康管理服务方法，客户终端，健康管理服务器和记录介质		
公开(公告)号	JP2002109063A	公开(公告)日	2002-04-12
申请号	JP2000295839	申请日	2000-09-28
[标]申请(专利权)人(译)	卡西欧计算机株式会社		
申请(专利权)人(译)	卡西欧计算机有限公司		
[标]发明人	河野 一郎		
发明人	河野 一郎		
IPC分类号	A61B5/00 G06Q50/00 G06Q50/10 G06Q50/22 G06F17/60		
FI分类号	G06F17/60.126.W G06F17/60.126.Z A61B5/00.G G06Q50/00 G06Q50/10 G06Q50/22 G06Q50/22.130 G16H20/00		
F-TERM分类号	5B049/CC00 5B049/GG02 4C117/XA07 4C117/XB02 4C117/XB15 4C117/XC19 4C117/XC20 4C117/XD17 4C117/XE07 4C117/XE15 4C117/XE20 4C117/XE28 4C117/XE54 4C117/XE60 4C117/XF03 4C117/XF22 4C117/XG01 4C117/XG02 4C117/XG19 4C117/XG33 4C117/XG45 4C117/XH16 4C117/XH27 4C117/XJ03 4C117/XJ12 4C117/XJ13 4C117/XJ25 4C117/XJ42 4C117/XJ53 4C117/XL01 4C117/XL03 4C117/XL13 4C117/XL15 4C117/XL17 4C117/XL22 4C117/XL26 4C117/XM01 4C117/XM04 4C117/XP03 4C117/XP05 4C117/XP09 4C117/XP12 4C117/XQ03 4C117/XQ18 4C117/XR01 4C117/XR05 5L049/CC00 5L049/CC11 5L099/AA00 5L099/AA15		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：构建一个能够促进个人健康管理并掌握个人健康状况的系统。 解决方案：接收从客户终端发送来的ID，声纹数据，指纹数据，体脂百分比，体重，血压和尼古丁量数据（步骤SB22）。基于接收到的ID搜索客户端的健康管理文件（步骤SB23）。确定记录在客户端的健康管理文件中的语音打印数据和指纹数据与接收到的语音打印数据和指纹数据是否匹配（步骤SB24，SB25）。如果它们匹配，则开始记录在客户的健康管理文件中，记录接收日期数据（步骤SB27），并将接收到的体内脂肪数据，体重数据，血压数据和尼古丁量数据存储在区域422-中。在425中记录（步骤SB28至SB31）。

